

第4章 推進体制

第4章 推進体制

男女共同参画の推進を図るために、施策の取組状況を確認し、年次的に検証していきます。

国際的な動向や社会情勢の変化に対しては、男女共同参画の視点で、柔軟に対応した施策の推進を図ることが必要となります。

施策の取組状況については、市長を本部長とする長崎市男女共同参画推進本部を中心に、長崎市男女共同参画審議会の機能を十分に発揮させ、事業の充実を図ります。

また、男女共同参画の推進には、市民や事業者の担う役割も大きいため、情報提供に努めるほか、事業者との連携や関係団体との協働による啓発を行うなど、市、市民、事業者が一体となって事業を展開できるような運営を図ります。

＜長崎市男女共同参画推進体制図＞

